

感染性産業廃棄物処理業務委託 仕様書 [収集運搬用]

適正に特別管理産業廃棄物の処理を推進するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）その他の関係法規を遵守し、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して次のとおり実施する。

この仕様書において、発注者及び受注者は次のとおりとする。

発注者：排出事業者
 地方独立行政法人神奈川県立病院機構
 神奈川県立循環器呼吸器病センター所長
 受注者：収集運搬業者

(委託内容)

第1条 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物を運搬の最終目的地まで許可された車両で運搬し、適正に処理すること。

2 受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可書の写しを発注者に提出する。

【積み込み場所】

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	

【積下ろし場所】

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	

3 発注者が、受注者に収集運搬を委託する特別管理産業廃棄物の種類及び見込の数量は、次のとおりとする。なお、下記数量は見込数を示しており、発注数を保証するものでない。

種類	血液等付着した鋭利なもの または 液状・泥状なもの			血液等が付着したプラスチック類等		
数量	耐貫通容器 20 リットル	2,000 箱	3,500kg	ダンボール 箱 60 リットル	7,000 箱	25,560kg
	耐貫通容器 50 リットル	5,000 箱	27,190kg			

4 受注者は、発注者から委託された前項の特別管理産業廃棄物を、発注者の指定する次の処分業者の事業場に搬入する。

氏名（名称・代表者の氏名）	
住 所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
許可の条件	
特別管理産業廃棄物の種類	
許可番号	

事業場の名称	
所在地	

5 受注者は、積替え又は保管を次のとおり行う。

- (1) 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行なう場合は、同法施行規則第8条及び第8条の13に基づく保管基準を遵守するほか、次のことを遵守する。また、契約期間内に確実に処分できる範囲で行うこと。

積替え又は保管の場所の所在地	
保管できる特別管理産業廃棄物の種類	
積替えのための保管上限	

- (2) 受注者は、積替え又は保管の場所においてこの契約に係る特別管理産業廃棄物を他人の廃棄物と混合してはならない。ただし、発注者が委託する特別管理産業廃棄物と排出工程、性状等が同等であると認めた場合はこの限りではない。

6 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物の収集運搬業務又は処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務又は処分業務を他人に委託する必要がある場合は、再委託を行う前に法の定める再委託の基準に基づき、発注者に書面で通知しなければならない。

この場合において発注者が再委託を承諾するときは、発注者は受注者に書面による承諾書を交付するものとする。ただし、解除については発注者の要求に応じて受注者の責任において行うものとする。

7 法第19条の3（第2号に係る部分に限る。）、第19条の5又は第19条の6の規定に基づく命令を受けた者が、当該命令を履行するのに必要な場合は法を遵守するとともに、発注者及び受注者は速やかに協議をする。

8 本契約に基づき排出される廃棄物は、電子マニフェストに関する関連法規に基づき、適正に管理するものとする。

（義務と責務）

第2条 発注者及び受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りでない。

2 発注者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 発注者の委託する特別管理産業廃棄物の適正処理のために必要な情報は、以下のとおりである。なお、発注者は適宜又は受注者の要求に応じ、適正処理に関する必要な情報を受注者に提供する。

発生工程	医療処理
性状及び荷姿	20リットル容器（耐貫通性）、50リットル容器（耐貫通性）、60リットル容器
腐敗、揮発等性状の変化	腐敗または凝固することあり
混合等により生ずる支障	なし
その他注意事項	鋭利なものは、耐貫通性容器 詰

- (2) 委託する特別管理産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその内容の変更および程度の情報を提供する。

3 受注者の責務は、次のとおりとする。

受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物を、その積込み作業の開始から、処分業者事業場への運搬完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事

故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

(委託料金等)

第3条 収集運搬費用と処分費用は次のとおりとする。

特別管理産業廃棄物の数量	収集運搬費 (税抜)	処分費 (税抜)
耐貫通容器 20ℓ 1 kg あたり	円	円
耐貫通容器 50ℓ 1 kg あたり	円	円
ダンボール容器 60ℓ 1 kg あたり	円	円

- 2 料金の支払は、収集の実績に基づき支払う。
- 3 発注者は、収集運搬費、処分費及びこれにかかる消費税及び地方消費税を含め受注者に支払う。
- 4 受注者は、処分費及びこれにかかる消費税及び地方消費税を含め、発注者の指定する処分業者へ支払うものとする。

(その他)

第4条 運搬にあたっては、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

- 2 収集回数は、週1回（火曜日）とし、祝日等については、その都度協議する。
- 3 20リットル容器、50リットル容器は、耐貫通性を有し黄色バイオハザードマークが表示されたプラスチック容器を用意すること。ただし赤色バイオハザードマークを貼付することにより、液状・泥状の感染性廃棄物処理にも使用可能な規格の容器とすること。60リットル容器は、橙色のバイオハザードマークが表示されたダンボール箱を用意すること。
※ 上記の容器については一部当センターで購入しているペダルスタンドがあるので、そのペダルスタンドに設置可能なものを用意すること。
- 4 20リットル容器、50リットル容器及び60リットル容器のそれぞれについて、各設置数に応じペダルスタンドを無償で貸与すること。各サイズ容器の設置数は以下のとおりとする。
20リットル容器 : 104台
50リットル容器 : 94台
60リットル容器 : 87台
なお、各スタンドの設置数について変更があった場合は、その都度対応すること。
※ 各スタンドは落札後、契約開始日までに納品し、各病棟に配布すること。
- 5 各サイズについて予備の容器を、発注者が指定する数量用意すること。また、20リットル容器、50リットル容器について、容器に貼付可能な赤色バイオハザードマークのシールを、各予備容器と同箱数量分程度、常時用意すること。なお、保管場所、収集場所等は別途協議する。
- 6 受注者は受託開始にあたり、各サイズの容器等必要となる資材を、契約開始日までに用意すること。
- 7 回収した特別管理産業廃棄物は、リサイクル処理を前提として処分すること。リサイクル不能な廃棄物については、発注者にその廃棄物の処分量を報告すること。

- 8 幅員 4 mの道路を通行可能な車両で収集すること。
- 9 受注者は、従事者に次に掲げる事項を遵守するように教育、研修を徹底しなければならない。
 - (1) 発注者が公的医療機関として県民に適切な医療サービスを提供する施設であることを認識し、身だしなみ、言葉づかい等に十分注意すること。
 - (2) 服装は、常に清潔に気をつけ、名札を着用すること。
 - (3) 業務に際しては、患者の安全確保に細心の注意を払い、診療行為に支障がないよう配慮すること。
- 10 当センターは、緊急医療体制「神奈川モデル」の「重点医療機関」として、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを行っているため、新型コロナウイルス感染症関連の感染性廃棄物についても、通常の感染性廃棄物と同様に適切に扱うことができること。

感染性産業廃棄物処理業務委託 仕様書 [処分用]

適正に特別管理産業廃棄物の処理を推進するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）その他の関係法規を遵守し、特別管理産業廃棄物の処分に関して次のとおり実施する。

この仕様書において、発注者及び受注者は次のとおりとする。

発注者：排出事業者 地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立循環器呼吸器病センター所長
受注者：処分業者

(委託内容)

第1条 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物を許可された事業範囲において適正に処理すること。

2 受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可書の写しを発注者に提出する。

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

3 発注者が、受注者に処分を委託する特別管理産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。なお、下記数量は見込数を示しており、発注数を保証するものでない。

種類	血液等付着した鋭利なもの または 液状・泥状なもの			血液等が付着したプラスチック類等		
数量	耐貫通容器 20 リットル	2,000 箱	3,500kg	ダンボール箱 60 リットル	7,000 箱	25,560kg
	耐貫通容器 50 リットル	5,000 箱	27,190kg			

4 受注者は、発注者から委託された前項の特別管理産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
処分等に係る施設の能力	

5 特別管理産業廃棄物の事業場への搬入は、発注者の指定する次の収集運搬業者が行なう。

氏名（名称・代表者の氏名）	
住 所	

【積み場所】

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	

【積下ろし場所】

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	

6 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物を第4項の方法等によって処分した後に発生する中間処分物の最終処分先等を別紙のとおりとする。

7 発注者が受託者に支払う処分料金は次のとおりとする。

特別管理産業廃棄物の数量	収集運搬費（税抜き）	処分費（税抜き）
20リットル容器（耐貫通性） 1 kg	円	円
50リットル容器（耐貫通性） 1 kg	円	円
60リットル容器 1 kg	円	円

発注者は、収集運搬費、処分費及びこれにかかる消費税及び地方消費税を含め、発注者が別に委託契約を結ぶ収集運搬業者に支払う。

受注者は、処分費及びこれにかかる消費税及び地方消費税を含め、これを発注者の指定する収集運搬業者に請求し、受領するものとする。

8 法第19条の3（第2号に係る部分に限る。）、第19条の5又は第19条の6の規定に基づく命令を受けた者が、当該命令を履行するのに必要な場合は法を遵守するとともに、発注者及び受注者は速やかに協議をする。

9 本契約に基づき排出される廃棄物は、電子マニフェストに関する関連法規に基づき、適正に管理するものとする。

（再委託の禁止）

第2条 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に処分業務を他人に委託する必要がある場合は、再委託を行う前に法の定める再委託の基準に基づき、発注者に書面で通知しなければならない。

この場合において発注者が再委託を承諾するときは、発注者は受注者に書面による承諾書を交付するものとする。ただし、解除については発注者の要求に応じて受注者の責任において行うものとする。

（義務と責務）

第3条 発注者及び受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りでない。

2 発注者の責務は、次のとおりとする。

(1) 発注者の委託する特別管理産業廃棄物の適正処理のために必要な情報は、以下のとおりである。なお、発注者は適宜又は受注者の要求に応じ、適正処理に関する必要な情報を受注者に提供する。

発生工程	医療処理
性状及び荷姿	20リットル容器（耐貫通性）、50リットル容器（耐貫通性）、60リットル容器
腐敗、揮発等性状の変化	腐敗または凝固することあり
混合等により生ずる支障	なし
その他注意事項	鋭利なものは、耐貫通性容器 詰

(2) 委託する特別管理産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその内容の変更および程度の情報を提供する。

(3) 発注者は、自らの特別管理産業廃棄物を受注者の事業場へ適正に搬入するために、適正な委託契約のもとで、収集運搬業者を指図し監督する。

3 受注者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物を、受注者の事業場の受入から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、発注者がその責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。
- (2) 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の承諾を得て一時業務を停止することができる。この場合には、受注者はその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。
- (3) 受注者は、中間処理産業廃棄物の処分について当該処分および適正処理に必要な情報について適宜発注者に報告する。

4 当センターは、緊急医療体制「神奈川モデル」の「重点医療機関」として、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを行っているため、新型コロナウイルス感染症関連の感染性廃棄物についても、通常の感染性廃棄物と同様に適切に扱うことができること。

別紙

番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1				
2				
3				
4				
5				